

(別添 2)

長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力受給業務仕様書 (案)

1 適 用

この仕様書は、長野県企業局（以下「売渡人」という。）が所有する四徳発電所及び小渋第 1 発電所（以下「発電所」という。）で発電する電力の売電に適用する。

2 業務内容

(1) 概要

売渡人は、発電所の発生電力から運転中に発電所内で使用する電力（以下「所内用電力」という。）を除いた電力全てを買受人に売電するものとする。

(2) 対象発電所

非 F I T 発電所（四徳発電所及び小渋第 1 発電所）

発電所名	四徳発電所	小渋第 1 発電所
所在地	上伊那郡中川村大草 7039	下伊那郡松川町生田 3441 の 132
発電形式	水路式	ダム式
最大出力	1,800 k W	3,000 k W
周波数	60H z	60H z
発電所運用に係る 制約事項	農業用水供給に係る制約、異常出水に係る制約あり	ダム水位運用、農業用水供給に係る制約あり

<特記事項>

発電所の最大出力は、売渡人の都合により変更となる場合がある。

3 期間及び電力量

(1) 売電期間

令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 11 年 3 月 31 日 24 時まで

(2) 売電電力量

21,339 千 k W h とする。

売渡人は、天候、保守作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じても、発電した全量（ただし所内用電力を除く。）を売却し、買受人は、全量購入するものとする。

また、発電量に変動が生じた場合でも、売渡人は補償金等一切の金銭的負担をしない。

(3) 令和 9 ～10 年度の月別予定売電電力量及び過去 3 年度の月別売電電力量実績

別表のとおり

(4) 前年度分の 30 分ごとの発電電力量

四徳発電所及び小渋第 1 発電所で前年度に発電した電力量（30 分値）については、参加申込者のうち希望する者に別途提供する。

4 発電見込みの通知

売渡人は、買受人に対し、発電所の発電計画及び 1 日の電力量予測値（以下「発電見込み」という。）を通知する。発電見込みの通知方法及び通知時刻については、売渡人と買受人との協議により定める。

なお、四徳発電所は水路式であるので、河川からの取水量により発電量が変動することから、通知した発電見込みと実績値とが相違する場合がある。

5 発電の停止及び制限

売渡人は、発電見込みの通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限し、また、発電計画を変更できるものとする。なお、売渡人は、可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるとともに、発電停止および制限が1週間以上に渡ると見込まれるときは、速やかに買受人へ通知するものとし、通知方法等は協議により別に定める。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) 取水する河川の流量変動
- (4) 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- (5) 送配電事業者からの要請
- (6) 送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障

6 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

売渡人は、設備の機能を維持するため、点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、売渡人は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。通知の方法等は協議により別に定める。

7 電力料金

(1) 電力料金の算定

ア 電力料金の算定方法

買受人が売渡人に支払う毎月の電力料金は、当該月の受給電力量に、提案のあった買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$\text{電力料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{買取単価} + \text{消費税等相当額}$
--

(注) 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

イ 非化石価値

- a アの電力料金には、非化石価値を含むものとする。
- b 売渡人は、買受人又は買受人が指定する小売電気事業者に非化石価値を移転させるものとする。ただし、買受人又は買受人が指定する小売電気事業者が電力を県内需要家に供給しないときは、当該電力に係る非化石価値は、売渡人に帰属するものとする。この場合、売渡人に既に支払われた電気料金は売渡人に帰属するものとする。

ウ 容量市場の取扱い

- a 容量市場への参加
小浜第1発電所は容量市場（安定電源）に参加しているので留意すること。
- b 容量市場収入の取扱い
企業局と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により企業局が得る収入及び電力広域的運営推進機関が小売電気事業者等に請求する容量拠出金の支出については、本契約による清算は行わないことから、アの電力料金は、容量市場におけるkW価値を除いたものとして取り扱う。
- c 容量市場の契約内容の開示
参加申込者のうち希望する者に別途提供する。
- d 容量市場に係る企業局の業務への対応
買受人は、電力広域的運営推進機関と企業局との容量確保契約に基づき、企業局に課される

リクワイアメント（容量提供事業者に求められる要件）及びアセスメント（リクワイアメントの達成状況の確認・評価）について理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うこと。

また、容量ひっ迫時には、電力広域的運用推進機関への発電計画（前日計画及び当日計画）の変更等を行うものとする。

エ システム連携受電サービス料金の取扱い

システム連携受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）について、アの電力料金の算定においては考慮しないこととする。

また、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中電P G」という。）から発電側課金として請求される金額と同額を発電側課金相当額として電力料金に上乗せするものとし、買受人は発電側課金と電力料金に上乗せする金額を相殺して発電側課金を中電P Gに支払うものとする。ただし、当該電力料金に上乗せする金額が発電側課金等を下回るとき、又は中電P Gが必要と認めたときなど、相殺することができないときは、売渡人は、発電側課金等の全額を買受人の請求に基づき、買受人に支払うものとする。

なお、発電側課金分として電力料金に上乗せする金額の予定額については、参加申込者に別途提供する。

（２）電力料金の支払

原則として、売渡人は（１）により算定した電力料金を検針日の翌月の15日までに買受人に請求し、買受人は、通知のあった月の末日（以下「支払期日」という。）に売渡人に支払うものとする。なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、売渡人に支払う。

8 その他

（１）託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結すること。

（２）取引用計量器からの通信線等の接続

買受人の希望により、発電所内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に売渡人の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置及び撤去に係る費用は全て買受人の負担とする。

（３）契約期間満了時における引継ぎ事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に売渡人と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

（４）守秘義務

買受人は、本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

（５）インバランス対応

買受人は、インバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

（６）電力広域的運営推進機関への手続

買受人は、発電計画、作業停止計画などの提出その他電力広域的運営推進機関への手続の全てを行う。

(7) 給電申合書の作成

売渡人及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、必要事項を定めた申合書を双方協議のうえ作成、締結する。

(8) 地域内経済循環や脱炭素化推進に関する報告

買受人は、地域内経済循環や脱炭素化推進に関する取組の結果を、受給年度ごとに翌年度の6月30日までに、売渡人に報告すること。

(9) 電力販売実績の実施報告

買受人は、月別、法人・個人の別、都道府県別の電力販売実績（県内需要家に小売した概要（電力量及び高圧・低圧別の県内需要家数）がわかる資料を含む。）の結果を、受給年度ごとに翌年度の6月30日までに、売渡人に報告すること。

別表

令和9～10年度の月別予定売電電力量

[千 kWh]

月	四徳発電所			小渋第1発電所			合計		
	R9年度	R10年度	合計	R9年度	R10年度	合計	R9年度	R10年度	合計
4 月	548	548	1,096	899	899	1,798	1,447	1,447	2,894
5 月	490		490	1,561	1,561	3,122	2,051	1,561	3,612
6 月	443		443	646	635	1,281	1,089	635	1,724
7 月	550		550	792	792	1,584	1,342	792	2,134
8 月	238		238	990	990	1,980	1,228	990	2,218
9 月	460		460	896	896	1,792	1,356	896	2,252
10 月	354		354	917	532	1,449	1,271	532	1,803
11 月	223		223	450	459	909	673	459	1,132
12 月	242		242	245	245	490	487	245	732
1 月	175		175	213	213	426	388	213	601
2 月	153		153	470	454	924	623	454	1,077
3 月	324		324	418	418	836	742	418	1,160
合計	4,200	548	4,748	8,497	8,094	16,591	12,697	8,642	21,339

過去３年度の月別売電電力量実績

[kWh]

月	四徳発電所				小渋第１発電所				合計			
	R５年度	R６年度	R７年度	合計	R５年度	R６年度	R７年度	合計	R５年度	R６年度	R７年度	合計
４月	71,586	824,022	337,896	1,233,504	1,836,972	1,565,428	158,020	3,560,420	1,908,558	2,389,450	495,916	4,793,924
５月	227,226	607,857	293,178	1,128,261	1,948,968	1,834,952	1,442,152	5,226,072	2,176,194	2,442,809	1,735,330	6,354,333
６月	227,583	663,687	579,690	1,470,960	1,140,648	959,064	763,064	2,862,776	1,368,231	1,622,751	1,342,754	4,333,736
７月	904,230	789,003	322,800	2,016,033	1,062,128	949,160	271,260	2,282,548	1,966,358	1,738,163	594,060	4,298,581
８月	295,617	59,874	129,840	485,331	1,086,604	851,108	732,908	2,670,620	1,382,221	910,982	862,748	3,155,951
９月	215,469	362,295	351,816	929,580	1,155,816	868,028	746,800	2,770,644	1,371,285	1,230,323	1,098,616	3,700,224
１０月	215,373	388,455	258,828	862,656	1,190,044	1,230,656	78,036	2,498,736	1,405,417	1,619,111	336,864	3,361,392
１１月	142,740	374,499	91,260	608,499	1,056,188	640,376	33,008	1,729,572	1,198,928	1,014,875	124,268	2,338,071
１２月	168,225	291,273	175,236	634,734	1,172,008	107,660	344,356	1,624,024	1,340,233	398,933	519,592	2,258,758
１月	44,049	203,052	77,190	324,291	1,006,036	69,136	28,928	1,104,100	1,050,085	272,188	106,118	1,428,391
２月	0	78,273	89,919	168,192	1,039,352	79,632	590,856	1,709,840	1,039,352	157,905	680,775	1,878,032
３月	140,961	346,917	190,008	677,886	535,628	17,412	567,480	1,120,520	676,589	364,329	757,488	1,798,406
合計	2,653,059	4,989,207	2,897,661	10,539,927	14,230,392	9,172,612	5,756,868	29,159,872	16,883,451	14,161,819	8,654,529	39,699,799